

環境影響評価調査計画書審査意見書

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号。以下「条例」という。）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

名 称：多摩都市モノレール株式会社

代表者：代表取締役社長 醍醐 勇司

所在地：東京都立川市泉町 1078 番 92

2 対象事業の名称及び種類

名 称：多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業

種 類：モノレールの建設

3 対象事業の所在地

起 点：東大和市上北台一丁目

終 点：西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市町長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

- 1 本事業は事業予定期間が約10年という長期にわたり、また、一部の工種では夜間工事も予定されていることから、昼間・夜間ともに周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。
- 2 工事の完了後のモノレール走行騒音について、本事業区間周辺には中層住宅等も存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。
- 3 モノレールの走行に伴う騒音・振動の予測では、モノレール既供用区間においてモノレール単独の走行音、走行振動を調査し、これを基に類推する方法としていることから、可能な限り正確に走行音及び走行振動を把握できる地点を選定し調査すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。